

犬山北小学校 P T A規則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会は、犬山市立犬山北小学校 P T A と称する。

第 2 条 (事務局)

本会の事務局は、犬山市立犬山北小学校内に置く。

第 3 条 (目 的)

本会は、児童の豊かな成長を願って、学びの学校づくりを創造するため、保護者と教職員が役割分担と密接な協力連携を取り、会員相互の研修と親睦を図りつつ、共に学び共に育つことを目的とする。

第 4 条 (事 業)

本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 学校の教育活動に参画し、児童の教育活動を支援するとともに、学校及び地域社会の教育環境の整備をすること。
- 2 家庭、学校及び地域社会との綿密な連携、調整を図るとともに児童の安全を守る活動を増進すること。
- 3 会員の文化的水準をよりよく高めるための研修と親睦に関すること。
- 4 地域における生涯教育の振興と発展に関すること。
- 5 その他、本会が必要と認めること。

第 5 条 (方 針)

本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、いかなる営利を目的とするような行為を行わない。
- 3 本会又は本会の役員の名で、選挙の候補者を推薦しない。
- 4 学校の人事その他管理には干渉しない。

第 2 章 会 員

第 6 条 (会 員)

本会の会員は、次の 2 種とする。

- 1 児童の父母又はこれに代わる人（以下保護者という）。
- 2 本校の教職員。

第 3 章 会費及び会計

第 7 条 (経 費)

本会の経費は、P T A 会員、事業収益金及び寄付金を持って支弁する。

第 8 条 (会 費)

本会の会費は、月額 2 5 0 円とする。

第 9 条 (会 計)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

第 4 章 事務局役員及び顧問

第 1 0 条 (事務局役員)

本会には、次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 2 名、書記 1 名、会計 1 名（以上保護者）、教頭

第11条（任 務）

役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、総会・委員総会・運営委員会等すべての集会を召集し、会務を司る。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これに代わる。
- 3 書記は、本会の庶務を行う。
- 4 会計は、本会の経理を司り、年度末に監査委員会の監査を経て、4月の総会において、決算の承認を求める。

第12条（顧 問）

本会に次の顧問を置く。

- 1 顧問は、会長歴任者とする。
- 2 顧問は、会長の諮問に応じる。

第5章 総 会

第13条（総 会）

定時総会は、年1回とし、会長が必要と認めたとき、あるいは全会員の5分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開くことができる。

第14条（総会の成立及び議事）

総会は、会員数の3分の2（委任状を含む）以上の出席により成立し、その議事は出席者全員の過半数で決する。但し、同数の場合は、議長の決するところによる。

第15条（総会の決議）

次の事項は、総会の決議を必要とする。

- 1 本規約の変更
- 2 事業報告及び収支決算の承認
- 3 事業計画及び収支予算案の承認
- 4 役員承認及び解任
- 5 その他、特に重要な事項

第16条（委員総会）

定期委員総会は、年3回以上とし、会長が必要と認めたとき、あるいは委員の3分の1以上の要求があったときは、臨時委員総会を開くことができる。

第17条（委員総会の構成及び決議）

学級より選出された委員及び運営委員と関係教職員で構成され、過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数で決定する。但し、同数の場合は、議長の決するところによる。

第18条（委員総会の決議事項）

委員総会は、次のことを決定することができる。

運営委員会、活動部局会、役員・委員長選考委員会、特別委員会の提案事項についての決議。

第6章 運営委員会

第19条（構 成）

運営委員会は、事務局役員・活動部局委員長及び、**学校長**をもって構成し、必要に応じて特別委員会委員長を加える。

~~第20条（任 務）~~

- 1 活動部局各委員会において計画された予算、事業計画を審議検討する。

- 2 委員又は会員により委任された事項を処理する。
- 3 総会にはかるべき議案の作成、審議、検討に当たる。
- 4 必要に応じて特別委員会の設置について審議決定する。

第7章 委員会

- 第21条 P T A活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実施するため、活動部局会、会計監査委員会、役員・委員長選考委員会を置く。各委員会についての必用な事項は、細則で定める。
- 第22条 特別な事項について、会長が必要と認めたときには、特別委員会を設けることができる。

第8章 その他

- 第23条 本規約に定めるものの他、必要な事項は、委員総会において決定することができる。但し、その結果については、次期総会に報告しなければならない。
- 第24条 本規約は、平成18年4月21日改正、同日より施行

《 細 則 》

第1章 事務局役員及び活動部局各委員長の選出

- 第1条 (選 出)
役員及び各委員長の選出は、次の通り行う。
- 1 当該年度の会長が招集する役員・委員長選考委員会によって指名する。
 - 2 前項により指名された役員・委員長選考委員会は、次期総会の承認を経て決定される。
 - 3 役員の兼任は認めない。
- 第2条 (役員・委員長選考委員会)
役員・委員長選考委員会は、会長及び活動部局の各委員長、運営委員以外の会員によって構成され、互選により委員長1名を選出する。
(11月に発足する。)
- 第3条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、会長が指名し運営委員会がこれを任命する。任期は、前任者の在任期間とする。

第2章 総 会

- 第4条 会員の移動の報告、及び新役員に関する承認、並びに年間事業計画、及び収支予算の審議決定は、4月の総会で行う。
- 第5条 会計監査を経て収支決算、及び年間事業報告(中間)は、3月の年度末委員総会で承認を受ける。ただし、年度末委員総会後の事業や予算執行については、監査委員会の承認を得た後、4月の総会で報告し承認を受ける。

第3章 活動部局及び地区安全部局

- 第6条 (活動部局)
活動部局として、総務委員会、生活委員会、健康委員会、情報委員会、環境委員会、文化委員会を置く。
- 1 活動部局は、学年単位で構成し、6委員会を置き、運営する。
 - 2 各委員会には、委員長(全会員より選出)、副委員長を置く。
 - 3 活動部局の各委員会は、学級委員により構成され、学級委員は、各学級の会員より各2名を選出する。
 - 4 教職員委員は、教職員の中から校長が指名する。

第7条（活動部局の目的）

- 1 総務委員会は、学校の教育活動全般にわたる支援協力を図る。
- 2 生活委員会は、児童、会員のより豊かで安全な生活に対する意識の高揚を図る。
- 3 健康委員会は、児童、会員の食や健康、運動に対する意識の高揚を図る。
- 4 情報委員会は、会員に対し必要な情報を伝えるとともに、地域社会へ情報発信をし、学校の教育活動、PTA活動への理解を図る。
- 5 環境委員会は、校内や地域の環境改善、整備を図る。
- 6 文化委員会は、児童、会員の文化的水準の向上を図る。
- 7 各委員会は、上記の事柄に加え、児童らの主体的な学びを支援するため、保護者、教職員の相互理解と連携を深め、学年、学校の教育活動に積極的に参加、協力できるよう企画・運営を行う。

第8条（地区安全部局）

町内より選出された地区委員により構成される。

- 1 地区安全部局は、校外における児童の交通安全や防犯に努め、児童の安全確保を図る。
- 2 地区委員は、各町内を調整し、地区1名～2名を会員より選出する。
- 3 地区安全部局には、地区委員予定者より地区委員長、副地区委員長を置く。
- 4 地区委員長は、必要により地区安全部局会を設けることができる。

第9条（会計監査委員会）

会計監査委員会は、会長の推薦により、学級委員の中から2名をもって構成し、その年度の収支決算を監査し、総会において報告する。

第10条（役員・委員長選考委員会）

次年度役員・委員長選考委員長を選考し、年度末委員総会で報告し、承認を受ける。

第11条（特別委員会）

活動部局の事業に当てはまらない、新たな活動が必用となったとき、運営委員会の決定に基づき委員会を発足させ、必要な事項について事業計画を作成し活動する。

第12条（任期）

委員及び正副委員長の任期は、原則として1年とする。

第13条

校長は、学校運営並びに教育活動に基づいて、各種委員会に出席し意見を述べることができる。

第4章 改正

第14条（改正）

この細則の改正は、運営委員会において運営委員の3分の2の賛成をもって成立する。改正案は、運営委員会の1週間前に運営委員に提示する。
改正された事項は、次期委員総会で報告する。

付 則

本細則は平成20年3月4日改正、同日より施行する。